

国民健康保険運営協議会協議事項

日時 令和3年12月6日（月）
午後4時30分～

会場 301・302会議室（市役所3階）

国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選任

5. 協 議

協議事項 令和4年度 国民健康保険税率について

6. そ の 他

令和4年度国民健康保険税率について

1. 令和4年度国保事業費納付金の試算結果について

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保事業費納付金を北海道に納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要な標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和4年度の国保事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月15日に結果が通知されました。

※納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分 \ 納付金額	R3年度納付金	R4年度納付金 (概算額)	前年度対比
医療分	1,183,632,000 円	1,190,362,985 円	6,730,985 円
後期高齢者支援金分	334,319,000 円	338,247,767 円	3,928,767 円
介護分	85,760,000 円	89,385,425 円	3,625,425 円
合計	1,603,711,000 円	1,617,996,177 円	14,285,177 円

恵庭市が北海道へ納付する令和4年度国保事業費納付金は、一般・退職被保険者分として「約16億1,799万円」と試算されました(今年度と比較して約1,429万円の増額)。

また、すべての区分において増額となった要因としては、道内被保険者における新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗状況や緊急事態宣言の解除等、徐々に日常を取り戻しつつある現状を考慮し、今後、受療行動の回復等が想定されることや、元来高齢化の進展等の影響により一人当たり診療費が道全体として増加傾向にあることを前提とし推計されたため、当市の納付金においても増額となりました。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	8.59%	-0.79%	9.32%	-0.06%
	均等割	26,800 円	27,676 円	876 円	26,387 円	-413 円
	平等割	25,900 円	28,161 円	2,261 円	25,554 円	-346 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.58%	-0.37%	2.85%	-0.10%
	均等割	8,600 円	8,480 円	-120 円	8,215 円	-385 円
	平等割	8,100 円	8,628 円	528 円	7,753 円	-347 円
介護分	所得割	2.35%	1.84%	-0.51%	2.22%	-0.13%
	均等割	9,100 円	8,371 円	-729 円	8,343 円	-757 円
	平等割	5,600 円	6,497 円	897 円	5,085 円	-515 円
応能割・応益割		48:52	45:55(暫定)		48:52	

※標準保険税率…激変緩和による暫定比率(45:55)に基づいて算定、激変緩和終了後(令和6年以降)は47:53

※標準保険税率(市町村算定方式)…現行恵庭市の応能・応益割比率(48:52)に基づいて算定

2. 令和4年度国民健康保険税率改正について

現行税率と標準保険税率を基に令和4年度国保税の賦課総額の試算結果を比較したところ、約3,011万円の増額と見込みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯平均所得の減少や離職者の増加に伴う国保加入者の増加等、次年度においても不確定な要素が多数あるものの、税率改正はせずとも現行税率で国保事業費納付金を納付するために必要な税収を確保できるものと考えます。

(1) 令和4年度賦課総額の推計

	現行税率	標準保険税率 (市町村算定方式)	標準保険税率との差
医療分	1,025,689,175 円	1,014,877,906 円	10,811,269 円
後期高齢者支援金分	323,203,262 円	310,276,176 円	12,927,086 円
介護分	88,192,545 円	81,818,816 円	6,373,729 円
合計	1,437,084,982 円	1,406,972,898 円	30,112,084 円